

## 和解書

甲 特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

乙 株式会社アカツキ

甲と乙は以下の内容で和解する。

第1項 乙は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

### 記

(表示媒体) ウェブサイト

(対象となるサービス) 不用品買取

(表示内容) お客様満足度96.5%などと表示し、買取拒否をしなかった顧客があたかもサービスに満足しているかのように誤認させる表示

第2項 乙は、今後、消費者に誤認を与えるおそれのある表示を行わないことを約する。

第3項 乙は、甲に対し、甲から、乙の行う広告表示や契約について、問い合わせ、協議の申し入れがあった場合には、真摯に対応することを約する。

第4項 乙は、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、その解決に向けて真摯に協議に応じ、解決に努力することを誓約する。

第5項 甲は、乙に対する千葉地方裁判所令和2年(ワ)第139号の訴えを取り下げる。

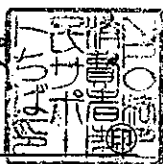
第6項 前項の訴えを提起するにあたり甲が負担した訴訟費用(印紙代、郵券)は乙の負担とする。

令和2年 2月 28日

(甲) 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館5F

住所 特定非営利活動法人  
消費者市民サポートちば

団体名



(乙)

住所 東京都豊島区南長崎 1-9-6-1A

会社名 株式会社アカツキ

